

平成30年度
事業計画書

公益社団法人 高松市歯科医師会

平成30年度事業計画

○基本方針

医療や年金、福祉などの社会保障は、今や私たちの生活にはなくてはならない存在である。病気やけが、高齢など、人生で起こりうる様々なリスクに対して、生活の安定と安心をもたらしてくれる最も重要な仕組みであり、市民生活の豊かさの基礎をなすものである。

しかしながら、少子高齢化が急速に進む中、社会保障の持続可能性には危険信号がともり、問題の先送りはもはや許されない局面にある。担い手となる現役世代が減少する我が国の喫緊の重要な課題となっている。

このような状況を踏まえ、本会においては、高松市が策定した「健康都市推進ビジョン」に基づいた健康的な生活習慣の確立、生活習慣病の発症予防並びに重症化防止などの取り組みに、積極的に協力・連携する中、健康寿命を延ばす諸事業を展開しているところである。

また、平成29年度からは、地域包括ケアシステムを本会の8支部により浸透させるため、副支部長を中心とした情報収集・情報提供や多職種連携の各種取り組みが積極的に進められている。

この一連の健康推進施策においては、「歯と口腔の健康」の大切さが重要視されており、8020を達成するためのポイントとして、定期的な歯科健康診査も掲げられている。

このため、本会においても、成人歯科保健事業や母子歯科保健事業並びに保育所及び学校歯科保健事業など、歯科医療領域の諸事業に、積極的に協力・実施することを通して、「健康都市」の実現に寄与しているところである。

また、引き続き、在宅訪問歯科診療の充実に資する講座を実施するほか、新たに、訪問歯科診療の研究組織を設置・開催し、その拡大・充実に努めるなど地域との連携をさらに強化し、この地域包括ケアシステムの構築に向けた社会的役割を果たすことにしている。

さらに、「歯と口の健康週間行事」の開催や、啓発紙「もぐもぐだより」、「もぐもぐ施設だより」の発行を通じ、地域住民の健康志向の高まりに応じるとともに、関係機関との緊密な連携のもと、一般の歯科医院では対応が難しい障がい者歯科診療事業や救急歯科診療事業のさらなる充実に努め、公益社団法人としての責務を果たすことにしている。

○事業計画

(1)成人歯科保健事業

高松市が広く募集した市民や企業・事業所を対象に、各保健センターやコミュニティセンター等において、定期的を開催する歯科相談や口腔衛生指導、

歯科健康診査等に歯科医師及び歯科衛生士を派遣し、各事業を通じて歯科疾患の予防と疾患の早期発見及び早期治療を促すことにより、市民の健康保持並びに増進に寄与する。

また、高松市及び直島町が指定する年齢の住民を対象に、成人歯科健康診査を行い、対象者の健康保持に寄与する。

①歯の健康相談

各保健センター・コミュニティセンターや事業所等で年間31回予定
歯科医師派遣 延べ31名

②歯の健康教育

各保健センターやコミュニティセンター等で年間35回予定
歯科衛生士派遣 延べ35名

③成人歯科健康診査

高松市：対象者 30、40、50、60、65、70歳の市民
受診期間 7月1日～2月28日(8か月間)
受診者 5,300人
受診率 18.4%(見込)

直島町：対象者 40、50、60、70歳の町民
受診期間 10月1日～11月30日(2か月間)
受診者 40人

④成人歯科保健活動

啓発ポスター・啓発チラシの作成、傷害保険加入など

(2)産業歯科健康診査事業

国民健康保険事業、中小企業勤労者福祉共済事業、高松市職員共済会、後期高齢者医療の各歯科ドックを行い、歯科疾患及び歯科に関連する生活習慣病の発生を予防するとともに、早期発見により重症化を防止し受診者の健康の保持増進に寄与する。

①国民健康保険事業歯科ドック 受診者25人

②中小企業勤労者福祉共済事業歯科ドック 受診者25人

③高松市職員共済会歯科ドック 受診者120人

④後期高齢者医療歯科ドック 受診者25人

⑤産業歯科健康診査活動 啓発チラシの作成

(3) 母子歯科保健事業

高松市が保健センターで定期的に行う1歳6か月児及び3歳児の健康診査をはじめ、歯科の健康診査や発育状態の個別相談等を行い、幼児の健全な発育に寄与する。

また、妊婦を対象に歯科健康診査を随時実施し、妊婦の口腔保健の増進に寄与する。

なお、2歳児を対象にした幼児歯科健康診査は、一定の研修を受講した歯科医師の院所において、妊婦歯科健康診査と同様に年間を通して行い、受診者の利便性の向上を図ることとしている。

① 1歳6か月児健康診査

保健センターで年間62回予定
歯科医師派遣 延べ124名
歯科衛生士派遣 延べ124名

② 3歳児健康診査

保健センターで年間62回予定
歯科医師派遣 延べ124名
歯科衛生士派遣 延べ124名

③ 幼児歯科健康診査

受診者(見込) 1,620人

④ 妊婦歯科健康診査

受診者 高松市1,320人、直島町10人

⑤ 母子歯科保健活動

啓発チラシの作成、傷害保険加入など

(4) 歯と口の健康週間行事

厚生労働省、文部科学省、日本歯科医師会が昭和33年から実施している週間に対応して、地域住民参加型の各種啓発行事を展開し、歯科疾患の予防と疾患の早期発見・早期治療を促すことにより、市民の健康増進に寄与する。

日 時：平成30年6月3日(日)予定

場 所：高松市歯科救急医療センター

内 容：フッ素塗布、歯科相談、歯磨き指導、口腔内写真撮影、キッズ体験、むし歯菌の検査、噛むカムチェック、骨密度測定など

(5) 保育所歯科保健事業

市内の公私立保育所等を歯科衛生士が年2回定期的に巡回訪問し、就学前児童に対し歯磨きなどの口腔衛生指導を行い、幼児期における口腔衛生の重要性を啓発するとともに、嘱託歯科医師が歯科健康診査等に従事する際の事故に備え傷害保険に加入することにより、安心して職務に専念できるようにする。

①保育所等巡回口腔衛生指導

公私立保育所(幼稚園、こども園を含む。) 80か所予定

②保育所歯科健康診査

傷害保険加入

(6) 学校歯科保健事業

市内の小中高校の養護教諭、保健担当教諭を対象に、歯科医師及び歯科衛生士を講師とする研修会を開き、児童生徒の保健教育の向上に寄与するとともに、高松市学校保健会が行う「よい歯の児童生徒審査会」に協力し、同審査会を通じて児童生徒の歯の健康に関する理解を深めるほか、新規学校歯科医師等を対象に説明会を開催する。

また、学校歯科医が歯科健康診査等に従事する際の事故に備え、傷害保険に加入することにより、安心して職務に専念できるようにする。

①学校歯科保健担当者研修会

日 時：夏休み期間中

場 所：高松市歯科救急医療センター4階大ホール

②よい歯の児童生徒審査会

日 時：平成30年7月下旬(予定)

場 所：高松市役所会議室

③新規学校歯科医等説明会

年1回

④学校歯科健康診査

傷害保険加入

(7) 学術講演会

歯科医師、歯科衛生士、市保健医療業務従事者等を対象に、著名な医療関係者を講師に迎え学術講演会を定期的で開催し、医療知識の習得及び技能の向上に努め、地域医療の充実・発展に寄与する。

学術講演会 4回開催予定

(8) 歯科医療情報提供事業

地域住民を対象にした歯科医療を理解するための資料を作成し、各保健センターやコミュニティセンター、歯科院所で配布し、市民の歯科医療に関する理解を深めることに寄与する。

小冊子作成 3,000部(予定)

(9) 税務・経営研修会及びIT講習会

税制改正や確定申告、IT(情報技術)などに関する研修会を開催し、税知識の習得と納税の適正化に資するとともに、院所経営の安定化を図り、安心して地域医療に貢献できる体制づくりに寄与する。

税務及び経営、IT研修会 年2回開催予定

(10) 医療管理研修会

歯科医師及び歯科衛生士等を対象に研修会を開催し、医療上の安全を確保するうえにおいて必要とされる知識の習得を図り、医療事故の防止に努め地域住民の安心感の向上に寄与する。

医療管理研修会 年2回開催予定

(11) 専門的口腔ケア活動事業

高齢者介護施設や地区保健委員会等を対象に、口腔ケアに関する情報を掲載した啓発紙を配布するほか、高齢者介護施設等を訪問し、入居者や施設職員に口腔ケア等の指導を行うほか、高松市が進める高齢者の生きがいくくり・居場所づくり事業に協力し、高齢者の健康保持に寄与する。

また、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域との連携をさらに強化する。

① 高齢者介護施設等訪問口腔ケア活動

高齢者介護施設 12か所訪問

② 啓発紙「もぐもぐ施設だより」の発行

A3版2つ折りカラー印刷 10,000部

③ 専門的口腔ケア活動の推進

「もぐもぐ施設だより」の企画立案、地域の連携会議への参加、高齢者居場所づくり事業への協力など

(12) 在宅訪問歯科診療対策事業

平成24年度から5年間実施した歯科衛生士養成講座の修了者を対象としたスキルアップ講座を開設し、より一層の知識・技能の向上を図り、地域医療の充実に寄与する。また、社会的ニーズが高まっている地域包括ケアシステム

に関する講演会を開催し、知識の習得を図り、同システムの構築に積極的に貢献する。さらに、訪問歯科診療の研究組織を設置・開催し、訪問診療の拡大・充実を図る。

- ①在宅訪問歯科衛生士スキルアップ講座
年3回開催予定 受講者50名(予定)
- ②地域包括ケアシステムに関する講演会
年1回開催予定
- ③訪問歯科診療研究会(仮称)の設置・開催

(13)医療保険制度周知事業

診療報酬等の改定に関する説明のほか、保険適用の適否等の相談会、支部保険担当者との連絡会を定期的に開催するとともに、関係機関と連携し、医療保険制度の適切な運営に寄与する。

- 診療報酬等の改定に関する説明会：適宜実施
- 相談会：年12回開催予定
- 支部保険担当者連絡会：随時開催
- 関係機関協議会：必要の都度

(14)啓発紙の発行

歯科口腔衛生に関する啓発紙を発行し、市内の小中学校・幼稚園、保育所等を通じて、広く配布するとともに、各保健センターやコミュニティセンターの窓口に備え置くほか、高松市や保健委員会が主催する研修会の資料としても活用することにより、広く市民の健康づくりに寄与する。

- 「もぐもぐだより」の発行 年2回
- A3版2つ折りカラー印刷 1回当たり68,000部発行予定

(15)高歯会報の発行

会員を対象に、歯科医療情報や会務の状況等を記載した会報を定期的に発行し、会務運営の円滑化に資する。

- 「高歯会報」の発行 年11回 毎回260部予定

(16)会員の福利厚生事業

春秋会、親睦会などを開催するとともに、部同好会に助成し、会員相互の親睦及び交流を促す。青龍会については、所期の目的を達したことから、開催を見直すこととした。

(17) 災害救護活動対策事業

大規模災害発生時には、歯科医師にも社会的に救護活動等が求められることから、関係機関が行う検視訓練や研修会に参加するほか、必要とされる歯科衛生用品等の備蓄を行い、市民の安心感の向上に寄与する。

全国警察歯科医会主催の研修会に参加、備蓄用歯科衛生用品等の購入

(18) 障がい者歯科診療事業

一般の歯科医院では対応が難しい障がい児(者)を対象に、日本障害者歯科学会の認定医による専門的な歯科診療や口腔衛生指導を行い、障がい児(者)の健康保持に寄与する。

診療日：毎週月・木・土曜日(月曜日が休日となる場合は翌日の火曜日、12月29日から1月3日までは除く。)

診療時間：午前9時30分～午後4時30分

診療体制：月曜日－歯科医師1名、歯科衛生士2名

木・土曜日－歯科医師2名、歯科衛生士4名

患者数見込：年間延べ2,020人

(19) 救急歯科診療事業

夜間及び休日において、市民はもとより周辺市町の住民や、滞在者を含めた救急患者に、年間を通じて対応することにより、地域医療の充実に寄与する。

① 夜間救急歯科診療

診療日：毎週月曜日～土曜日(休日及び12月30日から1月3日までは除く。)

診療時間：午後7時30分～午後10時

診療体制：歯科医師1～2名、歯科衛生士2～4名

患者数見込：延べ1,130人

② 休日救急歯科診療

診療日：日曜日、国民の祝日、振替休日、お盆期間(8月13日～15日)、12月30日～1月3日

診療時間：午前9時～正午、午後1時～午後4時

(12月30日～1月3日は午前9時～正午)

診療体制：歯科医師1～3名、歯科衛生士2～6名

患者数見込：延べ1,350人